



COPY

様式第7号（第5条関係）

東み環第251号

令和5年 2月 1日

## 一般廃棄物処理業許可証

住所 香川県観音寺市大野原町福田原241番地1

名称 株式会社 パブリック

及び

氏名 代表取締役 三野 輝男 殿

東みよし町長 松浦 敬 治



令和5年 2月 1日付けで申請のありました一般廃棄物処理業については、  
次のとおり許可します。

### 記

|                   |   |
|-------------------|---|
| 1 営業所の所在地<br>及び名称 | 徳島県三好郡東みよし町昼間字谷288番地1<br>株式会社 パブリック 三好営業所 |
| 2 取扱廃棄物の種類        | 事業系一般廃棄物・家庭系一般廃棄物（一時多量ごみ）                 |
| 3 収集・運搬及び処分の別     | 収集・運搬                                     |
| 4 許可期間            | 自令和5年 4月 1日 至令和7年 3月31日                   |
| 5 許可車両台数          | 4台(6t積1台 3.4t積1台 2.8t積1台<br>2.5t積1台)      |
| 6 作業区域            | 東みよし町全域                                   |
| 7 搬入先             | みよし広域連合清掃センター                             |
| 8 許可条件            | 別紙許可条件参照                                  |
| 9 備考              |   |

## 一般廃棄物処理業許可条件

東みよし町

(法令上の責任)

第 1 条 ごみ収集許可業者（以下「業者」という。）は、本町の計画区域内の事業所における事業活動から排出される一般廃棄物（ごみ）の収集、運搬を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令の規定を守り、かつ町長の支持に従わなければならない。

(業務履行の原則)

第 2 条 業者は、許可業務の遂行にあたっては、この許可条件を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 3 条 業者は、理由の如何を問わず第三者に対し許可業務の全部もしくは一部の実施を委託し、もしくは請け負わせ、また許可に基づいて生ずる一切の権利義務を譲渡してはならない。

(許可業務の料金)

第 4 条 ごみ収集手数料は、当事者間において適切な額で、受委託を結ぶこと。

(作業基準)

- 第 5 条 業者（業者の従業員を含む）は、占有者に対して親切丁寧を旨とし、収集及び運搬に使用する器具は常に整備し、清潔に保持するとともに、運搬に際しては完全に被覆して運搬しなければならない。
- 2 本町は、業者の使用する作業器具等を点検して、不備なものは修理又は取り替えさせることができる。
  - 3 業者は、作業に使用する車両は法令による点検、整備を遵守し、運行にあたっては、道路交通法等に基づき安全運転に努めること。
  - 4 事業所から排出される廃棄物で、明らかに産業廃棄物であると認められる物については、収集運搬してはならない。

(金品等の請求禁止)

第 6 条 業者（業者の従業員を含む）は許可業務の実施に関し、いかなる名目にあっても占有者に対し、料金以外の金品を請求してはならない。

(賠償責任)

第 7 条 業者の責に帰すべき行為により、他に損害を与えた場合における損害は、業者が直接賠償の責任を負うものとする。

(従業員の交替)

- 第 8 条 町長は、許可業務に従事する従業員のうち不相当と認める者がいるときは、当該従業員の交替を求めることができる。
- 2 前項の場合業者は、これに応ずるものとする。

(ごみ処分の予備的対策)

第 9 条 業者は、みよし広域連合清掃センターのごみ処分事業において臨時かつ緊急の事態があった場合、自らの責任において、適切にごみ処分が行えるよう日頃から十分な対応策を講じるよう努めなければならない。

(許可の取り消し)

第 10 条 町長は次の各号の一つに該当する行為があったときは、許可を取り消し若しくは、就業を停止することができる。

- (1) この許可条件を履行しないとき。
- (2) 破産の宣告を受けたとき。
- (3) 業者（業者の従業員を含む）が町長の指導及び支持に従わないとき。
- (4) 不信行為により町長が不当と認めたとき。
- (5) 行政区域外より本町に一般廃棄物を搬入し、処分したとき。

2 制度の改正その他町長が必要と認めるときは、この許可を取り消すことができる。

(効力の発生)

第 11 条 この諸条件は、許可の日から効力が発生する。